

メンター制度 個別支援のご案内

1. お申込み

- ・裏面申し込み票に必要事項をご記入の上、FAXまたはメール、郵送にてお申込みください。
- ・メンター制度の個別支援について、**事前相談が可能です**。相談実施後に、実際に個別支援のお申し込みを希望されるか決めていただく事も可能です。まずはお問い合わせください。

2. 個別支援のおおまかな流れ

- ・個別支援は全6回の支援となります。(例)7月～12月(月1回程度 相談支援実施)
介護人材育成コンサルタント(講師)が事業所に直接訪問して、メンター・メンティ・サポーターを対象として研修を実施します。
- ※メンティ・メンターは1ペアからでも実施できます。

回	対象者	内容
1回目	メンター、メンティ サポーター	・メンター制度の目的と取り組み内容 ・メンタリングの仕方 等々
2回目	メンター、サポーター	・メンターの心構え ・第1回ミニ講座 ～承認と傾聴のスキルを身につけよう～
3回目	サポーター	・サポーターの役割を知る ・第2回ミニ講座 ～サポーターとしての関わり方を学ぶ～
4回目	メンティ、サポーター	・メンティとしての学び ・第3回ミニ講座 ～傾聴のスキルを身につけよう～
5回目	メンター、サポーター	・メンターとしての学び ・第4回ミニ講座 ～効果的な関わり方のテクニック～
6回目	メンター、メンティ サポーター	仕上げる研修 これまでの取り組みを振り返って

新人職員の育成や早期離職防止で注目されている
メンター制度。
皆様の事業所でも
取り組んでみませんか？



メンター制度は、メンティのメンタル面を中心にサポートする仕組みです。
メンターとメンティはペアを組み、定期的に面談を重ねます。
サポーターは2人を支えます。

3. 実施時間について

- ・個別支援1回あたり1.5時間(90分)の実施となります。



これまでメンター制度個別支援を実施された方にその後の状況を聞いてみました

(令和3年12月調査)

当時のメンティの方は現在…

平成30年度実施した事業所では約75%の方、
令和元年度では約79%の方が継続して勤務中。
令和2年度のメンティの方は約94%が継続！
メンティをされた方の継続率の高いことがわかります！

メンター制度のイメージ



(お申込み・お問い合わせ)

公益財団法人 介護労働安定センター山口支部

〒753-0824 山口市穂積町1-2 リバーサイド山陽Ⅱ2F

TEL 083-920-0926 FAX 083-920-0930

URL: www.kaigo-center.or.jp

担当: 長岡

介護労働安定センター山口支部

検索



F A X

公益財団法人介護労働安定センター山口支部

083-920-0930

令和4年度 山口県委託事業

～介護職員エルダー・メンター制度導入支援事業～

申し込み票

申込日：令和 4 年 月 日

事業所名			役職	
			氏名	
所在地	〒			
電話番号 FAX 番号	() ()	メールアドレス		
申し込み	☐ 申し込む ☐ 検討する ☐ 事前相談を申し込む			

申し込みをされる場合、
現時点でメンティの対象となるスタッフについて下記の内容にご記入ください。

メンティ対象者 対象者のキャリアについて、○をつけてください。	① (歳) 勤続年数 (年) (☆新卒者 ☆中途採用者⇒介護経験あり・無し)
	② (歳) 勤続年数 (年) (☆新卒者 ☆中途採用者⇒介護経験あり・無し)
	③ (歳) 勤続年数 (年) (☆新卒者 ☆中途採用者⇒介護経験あり・無し)
	④ (歳) 勤続年数 (年) (☆新卒者 ☆中途採用者⇒介護経験あり・無し)
	⑤ (歳) 勤続年数 (年) (☆新卒者 ☆中途採用者⇒介護経験あり・無し)

※「申し込み票」に記載された内容については、当センターの個人情報管理規程に従い厳重に管理し、人材育成コンサルタントによる相談、支部（所）職員による日程調整、内容確認、各種講習会のご案内及び事業活動に関する情報提供のみに使用し、上記以外の目的で使用いたしません。